

淀川水系流域委員会 第2回利水部会

議 事 録 (確 定 版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員

日 時 : 平成 15 年 3 月 27 日 (木) 9 : 30 ~ 11 : 30

場 所 : 国立京都国際会館 2 階 Room B - 1

庶務（三菱総合研究所 新田）

これより淀川水系流域委員会第2回利水部会を開催させていただきます。

司会進行は、庶務を務めます三菱総合研究所関西研究センターの新田です。よろしくお願いたします。

本日は、テーマ別部会の情報共有を図るという意味で、複数の部会への出席がしやすいよう4部会を同日に開催します。最後に委員会を開催し、全部で5つの会議を開催するスケジュールとなっております。

資料の確認をさせていただきます。今回の資料は他の部会の議論の状況等をご覧頂くために5つ全ての会議共通としております。

まず、「発言にあたってのお願い」、次に議事次第ですが、本日の利水部会は、座席表と委員リスト、議事次第をひとまとめにさせて頂いております。

次に、資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」、資料2-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について、これは前回の部会以降、皆さまからご意見を頂きながら、部会長及び検討班のリーダー等が、今回の部会及び検討班で議論すべきポイントとして整理したものです。

資料2-1の補足、こちらが各委員からのご意見です。この資料2-1の補足をもとに、部会長及び検討班のリーダーが資料2-1の論点を提示しているという関係になっております。

資料2-2が比較資料です。「提言（030117版）」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」の比較資料」ということで、前回A3横で作成していた資料をA4縦で若干修正をしておりますが、再度ご提示しております。

資料3は住民参加部会で使用予定の資料です。資料4が委員会資料、「委員の追加等について」です。資料5は、河川管理者からの提供資料で、これまでに自治体に対して説明会等をされておりますが、そちらから出てきた意見ということで提供頂いております。資料6が「3月～6月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

参考資料1「委員および一般からのご意見」、参考資料2-1、2-2は住民参加部会で使われる予定のものです。住民参加の、「参加型アセスの手引きーよりよいコミュニケーションのためにー」というパンフレットと、「河川総合計画に関するSEAの事例分析(アメリカ)」です。それから、環境・利用部会の参考資料3で「環境・利用部会参考資料（ダムに関する環境影響評価書等）」です。

以上が資料です。それから、委員のお手元に、提言の冊子と河川管理者説明資料関係ファイルということで、河川管理者の説明資料、それから説明資料に関するパワーポイントの補足資料等をファイルの形でまとめております。

また、委員の方々には以前にお送りしております説明資料に係る具体的な整備内容シート、いわゆる個票といわれるものを机の上に置いております。次に規約の改正版、現状説明資料、水需要管理ワーキングの資料等を各テーブルに置いておりますので、参考にご覧頂ければと思います。それから、過去の議事録等については、いすの上に置いております。

次に、前回の委員会以降に、一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご

報告します。

参考資料1は、これまでお寄せ頂いた意見があります。主として、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に関する意見等について、約10件寄せられています。議論の参考にご覧頂ければと思います。

それから、発言にあたってのお願いですが、発言は必ずマイクを通してお願いいたします。発言の際には、マイクの緑色のボタンをまず押して、赤いランプが点灯してから発言をお願いいたします。また、発言の後は再び緑色のボタンを押してランプが消えたことをご確認頂きますようよろしくお願いいたします。また、発言の冒頭には必ず委員のお名前を頂きましてからご発言をお願いいたします。

本日は11時半に終了させて頂きたいと思っております。先ほどご説明いたしました、12時半より、次の部会を開始いたします。従いまして、できるだけ時間厳守で終了いたしますようご協力をお願いします。

それでは、審議に移りたいと思っております。池淵部会長をお願いします。

池淵部会長

朝早くからご参集頂きまして、ありがとうございます。

第2回利水部会を開催させて頂きたいと思っております。今日は非常に多くの資料等が用意されております。しかも、時間が2時間ということで、マネジメントをしながら進めさせて頂きたいと思っております。できるだけ多くの内容を展開したいと思っておりますが、積み残し等につきましては、次回、次々回も検討日程として踏まえざるを得ないかと思っておりますが、よろしくをお願いします。

それでは、最初に庶務から説明頂くことは何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

資料1、前回の部会等の概要がありますが、ご覧頂くということで説明は省かせて頂きます。

池淵部会長

前回の部会での意見、さらに3月21日までに各委員から提出頂いた意見等を踏まえて、この内容を背景説明として、委員の皆さま方に部会長メモとして配付させて頂いております。

そういった中で、資料2-1の16、17ページに書いてありますが、水需要管理の目標、狙いは何なのか、人それぞれいろいろなとらえ方があったわけですが、共有、或いは共通の合意すべき内容があるのではないかということです。

提言につけ加えるべき施策はあるのかどうかということです。資料2-1に提言内容として6つほど項目を掲げさせて頂いておりますが、こういったものを再度確認しようということです。それから、資料に掲げております各施策に対して、このような項目等があるのではないかというご意見等も頂いておりますので、具体的な展開、内容について、可能性

も含めてご議論を頂けるのではないかと思います。それが「精度の高い水需要予測」から始まって「その他」という辺りまで、拾い上げております。

また、利水部会としての内容が全て水需要管理でよいのかどうか。提言の理念転換の中で、水需給の一定の枠内でのバランスを持った水需要の抑制管理という理念を描いております。そこから出てくる内容として、安定供給と水需要管理の接点も議論の俎上として載せるべきではないかというご意見があります。それから、水質と非常に絡む内容かもしれませんが、安心・安全と利水についても、利水の材料として考えるべきテーマではないか等も頂いております。

最後に、各委員から水需要なり、或いは取水実態に対する資料提供を多く頂いております。それで、水需要管理という論点なり議論といった中で、何故、どういう形で水需要管理が必要なのかといった内容を踏まえて、河川管理者に提供頂きたい資料を、最後に掲げております。以上のような意味合いで論点整理を議論の焦点の当て方として描かせて頂いております。

以上のことから、論点整理と、前回から出てきております水需要管理、まずこれは一体何なのか、或いはそのねらいは何か、だれがどのような主体になり、また水需要管理の中身とあわせてどう描くのかということが、人によって意見、とらえ方が違う面もあると思ひまして、具体的検討に関する論点を本日は焦点を当ててご議論を頂きたいと考えております。

例えば、淀川水系からの取水を原則として現在以上は行わない。それから、節水や再利用、或いは雨水利用等の行為に基づいて、いろいろな形で水の利用、需要を抑制する。水利用の効率化を進めるという形のものもあります。この水需要管理の目標なりねらいを具体化する意味合いで描いておく必要があるということで、その辺りを再度議論して頂きたいと考えております。

少し上位のお話になるのかもしれませんが、水需要管理のとらえ方、それから水需要管理の主体といったものが河川管理者、利水者、地方自治体等関係機関、或いは住民、市民等、幾つかあると思います。政策でいけるもの、或いは啓発・啓蒙でいけるもの、そういった幅広のアクション等も当然あるかと思ひます

とりわけ水需要管理で供給についてはあまり考えないで水需要管理だけで全ていけるのかどうかも含めて、水需要管理の目標を語って頂きたいと思っております。

水需要管理のためには、水需要実態等いろいろなものを理解する意味合いで、資料等の提供をいろいろな委員から頂いているのですが、そこに最初に入ってしまうと、流域委員会としてこういう意味合いでとらえるゆえにそういう資料が要るのだというようなスタンスで考えさせて頂きたいと思ひます。そういったことを含めてご発言をお願いします。

荻野委員

2時間という非常に短い会議時間ですので、要点を絞って議論をしていかないと、意見交換では物足りないというか、到達点に達し得ないのではないかと思います。到達点というのは、提言に対して具体策が河川管理者からも少し提案されておりますので、その論

点を決めて議論をしていかなければいけないのではないかと思います。

既に多くの委員の方々から資料 2-1 補足として論点の意見が提出されております。今日初めて見せて頂いたのですが、これはもう少しきれいに整理しないといけないと思います。我田引水で申し訳ないのですが、私の場合は、まずこの利水部会で緊急に結論を出したいのは、工事中と計画中のダムに予定されている新規開発水量の妥当性の検証ではないかと思っております。水道用水拡張の必要性がそれぞれダムの計画時点で言われていたわけですが、それから 10 年くらいたって現在どのようにお考えなのか教えて頂きたいと思っております。多分、水道用水についてはさまざまな状況の変化があります。工業用水についてもそうですし、農業用水は直接ダムとは関連していないのですが、緊急に結論を出すことは早い目にやってしまわないといけないのではないかと思います。

それから、水需要管理とは何かということ部会長はおっしゃっているのですが、もし水需要管理が何かということがもう 1 回問題になるのであれば、もう 1 度練り直したらよいかとは思いますが、個別、具体の議論を進めていく中で、具体的にこういうことを意味するということが出てくると思っております。

それからもう 1 つ、利水の観点からいきますと、水資源開発基本計画、フルプランがありますが、これが前提条件としてあるわけですね。このフルプランの取り扱いについて、この流域委員会で、どのように取り扱っていけばよいかを見ておきたいと思っております。

中身はこつこつとやっていかないとはいけませんし、それは 1 つずつ非常に時間がかかることなのですが、取り敢えずは突破口として、工事中と計画中のダムの新規開発分について議論をすればよいのではないかと私は提案をしたのです。ただ、ダムの議論になりますと、いきなり細部に入ってしまう危険もあるので、これは委員の意見を合わせもってやっていかないとはいけないのかなと思っております。

池淵部会長

今、荻野委員から計画工事中の施設の見直しを 1 つの切り口で議論してはどうかというお話がありました。水需要管理を提言で出している以上、淀川水系からの取水を原則として現在以上は増やさない、行わないという目標があるのかどうかということがあります。

それから先ほどお話がありましたが、ダム等の水資源施設を必要最小限にすること等を、この水需要管理の目標として描くというようなものが語られる必要があります。

なおかつ、河川管理者がカバーできる水需要管理というものが、施策的には今までにない概念でもあるというお話もありましたので、少なくとも提言にある内容からして、利水部会としても、例えば河川管理者に水需要管理を施策として展開する内容がどういうものがあって、それが可能かどうか、そういったものを少し語っておかないと平行線になりはしないかと思われました。あえて細かい内容に入る前に、その点について意見交換しておくべきではないかと思い、論点として出させて頂きました。

仁連委員にも意見を頂いておりましたので、ご意見頂けますか。

仁連委員

現在、河川管理者というのは、水利用者に対して水を供給するという責任を負っておられると思います。

最終的な水利用者と言いますか、水需要者に水を供給するのは、上水道、工業用水道の公営企業、或いは農業用水の場合ですと、農業水利団体ということになっているわけです。

そういう点から考えますと、河川管理者が水需要管理に踏み込むというのは、今の枠のままでは非常に難しいです。

これは、前回の部会で河川管理者から出されたご意見もそうだったと思うのですが、もしもう一步踏み込んで、水需要管理をさらに進めようとする、現在のいわゆる水利権を割り当てるという水資源の配分システムから踏み込んで、水利権の枠内であってもたくさん水を使えばそれに応じた負担を利水者である水道企業、地方水道公営企業、工業用水道企業、或いは農業水利団体に求めるということになると思います。

いわゆる効率的な水利用を実現すると負担が少なくなる、そういう仕組みができるのではないだろうかと思えます。

実際に第3回世界水フォーラムでも出てきましたが、フランスが最もそういう面が進んでいる国で、フランスでは流域の中で水の使用量、それから汚水の排出に応じた負担をとることによって、効率的な流域単位での水利用、そして効率的な汚染対策と言いますか、そういう方向を進めていると思えます。

そのような新たな枠組みを設定するとしたら、水需要管理という分野にまで入ることができるのではないかというのが私の意見です。

そういうことが現在の法律のもとで実現可能かどうかということは是非検討をして頂きたいと思っているわけです。

池淵部会長

いきなり水需要管理の目標とかを掲げてしまっているのですが、どちらかと言いますと、淀川水系からの取水を現在よりも抑制して川へ戻すという背景のもとで、それぞれの主体が水需要管理をするということでは考えられているのかどうかですね。

特に環境という接点でもありましたので、そういう形のものが水需要管理としてのねらいとしてあるのか否か、その辺りをもう少し議論して頂きたいと思えます。

川那部委員（他部会所属）

提言の内容に基づいてということから、この提言をもう一度見直してみますと、現在、国土交通省がやれるところは、当然、計画に出してもらわないといけないわけですが、国土交通省がやれない問題であっても、今後どういう方向で考えていくかということはきちんと出して欲しいというのが1番目にあると思えます。

それから2番目には、環境流量という議論をしていますから、それをどう考えるかという問題があります。逆の言い方をしますと、水需要という問題に関しては、国土交通省ができない問題をどのように考えるかという問題になるのです。

第3回世界水フォーラムであった議論によりますと、淀川流域における1人あたりの水需要は、北九州及び福岡の殆ど倍に近い。これは明白な事実です。そういう意味で言いますと、この提言の立場から言えば、実際にできるかどうかは別にして、現在の需要を超えることはできないという目標は大変緩すぎると思います。

例えば、福岡、或いは北九州のように、半分にするというところまで数字を言うかどうかは別にして、現在の量はあまりにも過大であると、むしろ言うことが提言の立場から言えば、非常にはっきりしているのではないかと思います。

私は利水部会の委員ではないので、あえて言わせて頂きますと、水需要管理については、今できるものはすぐに実施しないといけません、できないものについても、どのようにやっていくかを国土交通省は考えないといけません。そして、そのことは、国土交通省から出して頂く河川整備計画に必ず書いて頂きたい。また、その数値目標は、基本的には現在の状況よりはるかに下げるとするのが本来である。以上が提言の立場から、利水部会で決めて頂きたい内容だと、私は思います。

川上委員

水供給のシステムから水需要管理のシステムに理念を転換するという事は、河川整備計画が今まで河道の中だけで、或いは直轄管理区間の河道の中だけで考えてきていたのを、流域全体の対応として今後対処していくということで、やはり大きな転換だと思います。

提言では、水需要管理という新しい理念を実際来实现していけるかどうかを提案したのではなく、やらなくてはならないということを提言したわけです。そういう観点に立って、利水部会は進めていって頂きたいということが1つです。

それから環境、或いは水質の問題との兼ね合いでいきますと、水量と水質は不可分な関係だと思います。

琵琶湖におきましても、淀川流域におきましても、水利用のシステム全体を見直す必要があると思います。もっと極端に言いますと、今までの水利用のシステムを否定し、その上に立ってもう1回、水道のいわゆる受益者負担、或いは下水道の受益者負担も含めて、流域のシステム全体を新たに構築しようという考え方で進めていくべきだと思います。

それとともに、行政にそれを求めるだけではなくて、水を利用している、或いは水道を利用している住民自体も意識改革をしていく必要があります。今、川那部委員がおっしゃったように、大体250Lくらいの消費量で賄える水道水を、400Lを超えるほどこの淀川流域の住民は使っているわけなのです。

水需要を本来あるべき姿にするためには、制度的にどうしたらよいかということについて、例えば、料金体系も見直すべきだということ、私はかねてから委員会でお話をしておりましたが、逆インセンティブとか、一定水量以上を使ったら急に料金が高くなるというような抑制制度も考えていくべきであると思います。

しかし、それをやりますと、いわゆる水道事業者の収益がそれだけ下がるわけですから、今の制度では成り立っていかないわけです。そこをどうするか具体的に検討すべきであると思います。

仁連委員

今、川上委員が最後に触れられたことについて、ちょっと敷衍させて頂きたいと思います。川上委員が言われましたように、現在の水道という制度で見れば、水道事業者は持っている水利権の中でできるだけ売らないと経営としては成り立たない。ですから、水利権を十分持っていない福岡等では淀川流域の半分の水需要で済んだのですが、淀川流域の水道事業者は、十分な水利権を持っているわけですから、節水するインセンティブを水道事業者につくらせるような制度を期待するということが不可能だと思います。

そうしますと、やはり河川管理者が、水利権の枠内であっても取水量に応じた負担を求め、いわゆる水利施設の費用ではなくて、水そのものの利用に対する費用を求めようということがやはり必要になってくるのではないだろうかと思います。

そうすれば、水道事業者も、水使用量が増えると負担が増えていく、従って、個々の水の需要者に対して、節水インセンティブが働くような料金制度も導入することが可能ではないかと思います。

そういう点で、いわゆる需要管理に関して、河川管理者が全く何もできないのではなくて、やはり河川管理者が新しい需要管理のための扉を開くそのかぎを持っているのではないかと思います。

池淵部会長

水需要管理とその主体という点において、河川管理者だけではなく利水者、地方自治体、関係機関、住民、市民、といった、流域全体として幅広に言えるのかどうか、それに経済的インセンティブ、それも一種の節水、或いは目標値、今で言うと原単位を今よりも上げない、或いは川那部委員がおっしゃったようにもっと抑制するという目標を掲げることも1つです。これは啓発、啓蒙なのか施策なのか。施策であれば経済的インセンティブもあるでしょうし、取り組むべき具体策となってくると、主体の問題があります。水需要管理の主体についてはどうですか。

今本委員

先ほどからの議論を聞いていまして、違和感を覚えております。この利水部会は何をするのかということです。つまり、河川整備計画をつくる上において意見を言うということですが、先ほどから聞いていますと、提言の内容についてまた議論しようとしているような気がするわけです。

私は、提言に基づいて河川管理者が原案を出してこられた、その原案が提言に合っているかどうかということを検討するのがこの部会の仕事ではないかと思っていたわけです。もちろん、提言に基づいて議論できない部分はあると思います。そうであれば、それが何故できないのかといった議論に絞りませんと、何の裏りもないような気がするのですが、いかがでしょうか。

池淵部会長

前回の部会で寺田委員もおっしゃったように、提言で水需要管理という言葉を出しましたが、各委員がそれを本当はどうとらえているのか、委員間で温度差があるような発言が見受けられます。提言の中で大きなキーワードである水需要管理というのをもう少し具体的にどうとらえるべきかやっておくべきではないかということもありましたので、論点として資料 2-1 に出させて頂いて、今、議論、意見交換をさせて頂いているということです。

今本委員

そのことには賛成です。しかし、それを委員の中で議論するのか、或いは河川管理者と議論するのかといえば、河川管理者と議論した方がよろしいのではないかというのが私の考えです。

池淵部会長

そういう意味合いからして、河川管理者を水需要管理の主体として考えた時に、水需要管理は、現在のシステムではもう限界があるというご意見が前回出たところです。そこにハードルがあるとすれば、主体としての河川管理者に水需要管理の提言を踏まえて踏み込もうとする内容は何なのかについて、資料 2-1 で水需要管理の具体化の検討という形で位置づけているとご理解頂きたい。

河川管理者、何か発言等ありませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川管理者としましては、提言の議論を聞かせて頂きながら、どういう議論がされていたかを一応踏まえて、まさに説明資料第 1 稿を出させて頂いたので、その意味では提言のどういうところがこういう形になっているのかということの議論をして頂けるのだらうと、まさに、今本委員のおっしゃった通りのことで考えているわけです。

ただ、前回の部会で寺田委員がおっしゃったように、提言のどこを河川管理者は受けているかといった時に、水需要管理にしても何にしても、主体がわからないと議論がおかしくなるのではないかとということで、実施主体はどこかという議論があったのだと思います。ですから、提言で水需要管理が謳われていますが、それを河川管理者に即座にやれというのはなかなか困難だろという理解のもとで、まさに説明資料（第 1 稿）で言っている平常時から水需要に関する情報公開や水需要の抑制についての、組織を立ち上げてやっということは、受けられるだろと、そういう解釈をして説明資料（第 1 稿）については評価して頂いているという流れのところではあります。

その意味では、提言はいわば全体について言っているところがある話でしょうから、そのうちのこの部分は、水利計画に反映させて受けることができるだろということを書いてあるわけです。その時に、寺田委員が言われているように、主体がどうもごちゃごちゃですねという話があって、この場になっているのではないかと思います。

少しつけ加えますと、先ほど仁連委員が言われた、水利権の枠内でも云々という水の話

なのですが、流水占有料というものを都道府県がとっております。私が和歌山にいた時の例で言いますと、和歌山では農業用水はとっておりません。水道用水とっておりません。工業用水とっていました。それはどういうことかと言いますと、その場の議会なり何なりにおける議論では、いわゆる弱者とかいうことを考えれば、水道用水から料金をとるべきではないというような案の中でそうになっていたのです。工業用水は私企業ですからよいのだということだと思いますが、そういう制度はあります。流水占有料が高いかということ、それは高いとも限りません。

それともう1つ水道について言えば、水道料金は現在でも逡増であることは逡増です。その逡増の度合いがどうだということになりますが、逡増という形のしぼりがかかっているということです。

最後の2点はちょっと蛇足でしたが、以上です。

池淵部会長

そういう意味合いで、主体ということを出して頂いたのですが、水需要管理の施策のレベルで河川管理者を仮に主体とすれば、どこまで踏み込めるのか、合意できるかどうかわかりませんが、先ほど仁連委員がおっしゃった経済的インセンティブといったものがあります。

それから、説明資料(第1稿)では、水利権の見直しと用途間転用、既設の施設群の連携や容量再編、それから計画工事中の施設の見直し、代案の提示、水需要管理協議会、といったものが河川管理者として施策なり、どちらかというと供給の部分と、それから水需給の融通緩和策、或いは確保策といった形があるわけです。しかし、水需要管理という側面で描けるかどうかといったことがありますので、提言にとどまらないで、もう少し具体的なお話をやらないと、会議の中だけで終わってしまうというような懸念もありましたので、具体的な意見をもう少し言って頂くと思ったりしているのです。

荻野委員

部会長の言われることはよくわかりますし、そこからやはりスタートしなければいけないということもよく理解できました。

利水管理の主体はだれかということですが、河川法が改定され、明治の河川法、昭和39年の新河川法、そして現在の河川法で、治水、利水、環境というように1つずつ枠組みが広がってきています。そういう歴史を考えますと、現在の河川管理者の治水管理は非常にきっちりとした膨大なものをお持ちですし、非常に立派だと思います。しかし、利水管理という意味においては供給管理を主体にやってこられた。必要なものはどんどん供給しましょう、まだまだ水資源は許容量があるという感じでやってきたので、川那部委員がおっしゃったように、淀川は膨大な水を使って、それで知らん顔という方向性がまだ見えるのではないかと思います。それはやめた方がよい、供給管理から需要管理へシフトしようというわけです。

全国の人に、淀川水系では水を使いたい放題に使っているとの印象を与えるような水管

理であってはいけないと思います。ですから、供給管理から需要管理に考え方を切りかえようということです。そうすると需要管理というのは一体何かというと、まだやったことがない世界ですから、それについて考えなければいけないということなのです。

過去の水需要の実態がもう既にデータとしてあるので、それに基づいて分析し、供給と需要とのバランス、それから、水利権としてあるものと、実際の需要量との関係がどうなっているかを見ることによって、初めて需要とは一体どういうことだったのかがわかってくるのだらうと思います。そこをやらないと駄目なのではないかということなのです。これがまず水需要管理のスタートの1つです。初めから節水ありきでやるのではなくて、現在どういう水の使われ方をしているのかということをしちんと把握しないといけないのではないかと思います。

水利権という言い方をしますが、河川法には水利権の「す」の字も書いていない。しかし、こういうものを水利権と呼んでいますということで、水利権の管理そのものを今まで河川管理者がきちっとやれたかということ、結構難しいところもあるわけです。

例えば、慣行水利権になると、どう使われているかわかりません、届け出もいいかげんですということも、この流域委員会ではっきりしてきたわけです。だとすると、慣行水利権を許可水利権に切りかえて、きちんと管理ができるようにするにはどうしたらよいか、というところまで議論しなければなりません。もうかなり煮詰まってきたわけですから、そこから先の仕組みをどのようにやっていくかということであろうかと思えます。

寺田委員が水需要管理というのは具体的にはこういうものですよという論点整理を、資料2-1 補足の30ページに非常に簡潔にお書きになっていますので、そういうものをもとにすればよいのではないかと思います。

それから印象ですが、資料5「自治体説明・意見収集状況」を全部は見えていないのですが、ダムをつくってくれの大合唱です。自治体の首長は、やはりダムをつくってくれという大合唱をなさいます。必ずこうなるのです。しかし、一方では、もうダムは要らないのではないかということで、同じデータをもとにしても意見が真っ向から違うわけです。

川那部委員がおっしゃったように、この淀川水系は、北九州や福岡と比べて2倍近くも水を使っているということから考えて、需要構造がどうなっているか早くその結論と判断を下して、そこからきちんと議論を積み上げていくことが必要ではないかと思えます。

もう既にダムに対して対立が見られるわけですから、それを利水という観点から、委員会ではこういうふうにするという結論を求めたいと思えます。

榎屋委員

私は、今まで水需要について関わってなくてわからなかったのですが、とにかく、荻野委員がおっしゃったように、具体的なデータというものに基づいて議論しないと、机上の空論になるのではないかということで、資料2-1 補足の34ページを書いたわけです。

水需要がどうなっているかということで大阪市のデータを見ましたら、例えば飲料水や工業用水はどんどん減っているというデータがあります。京都、滋賀、奈良では人口の関係でそれ程減りません。むしろ増加傾向にあるということも大体わかりました。

それから、大阪市のデータを見ますと、地域的に非常に格差があるということもわかりました。大阪市は1日平均の給水量が543Lですが、豊能町は表流水ばかり取っているという関係があつて、288Lというデータが出ていました。料金も全部出ているわけですが、こういう実態をうまく、きちんと把握しないと見えにくいのではないかとということがあります。

それから、もう1つ私が気になりますのは、その水資源がうまく使われているかどうかについて、論点に関する意見で項目の2番、3番に書いたわけですが、例えば各ダム、堰というのは設計諸元があつて、資料2-1補足の41ページ、大阪市のデータを見て頂きますと、各ダムの新規利水開発水量等が全部出ています。その内訳が全部決まっているわけです。ですから、それが本当に正常に機能しているかどうかという点があります。

また、水位操作が適切に行われているかどうか、例えば、利水開発量が、その実運用で実態と乖離していないか等、そういうことの実態を把握した上で、水利権の見直しをやっつけていかなければならないのではないかとこの気はいたします。

40ページに大阪市の水利権の中身がありますから、そういうところをきちんとフォローして、適切に使われているかどうかを見た結果で、例えば環境流量が流せるのか流せないのか等を言えるようなことが出てくるのではないかとこの気がします。

それから、農業用水を調べてみたのですが、各府県のホームページを見ても全く中身がわかりません。国のホームページを見ますと、例えば農林水産省では、ざっとしたところで、その農業用水が年間使用水量の66%くらいは使われるということはあるんですが、府県別ではどうなっているのか、各河川別ではどうなっているのかは全くわかりません。

そういうデータはどのようにして調べたらよいのかということですが、一言でいえば、例えば農業生産量等の推移と絡めて見て、それによって適切に使われているか否かを見て、それに応じて、環境用に流して下さいというようなことを言うのか言わないのか、ということになると思います。

それと、もう1つは国土交通省の土地・水資源局水資源部の資料、水資源行政に関する組織と法律というのがあります。先ほど水道の料金の話が出ていましたが、水道料金は厚生労働省の管轄になるわけです。ですから、厚生労働省まで話をして、逡増料金まで覚悟を決めてやるのかということまで踏み込まないと、意味がないのではないかと思います。

ちなみに、農業用水は農林水産省、工業用水は経済産業省、水質環境保全は環境省となっています。下水道とか治水、河川、総合調整は国土交通省で、総合調整は一応国土交通省でやるということになってはいますが、ちょっとその辺が気になりました。

それから、水需要の話では、やはり全国で地域格差があるのかなと思っていました。特に、大阪府下のデータがありましたので見ましたが、豊能町以外は殆ど格差がありませんし、料金もあまり変わっていませんでした。淀川からもらっている限りは、あまり使用量は変わらないのかなという気がいたしました。

池淵部会長

論点整理の中身を客観的に議論をするには、その実態把握に関する資料等の提示が、必

須であるというお話を頂きました。

そういった意味合いからしますと、河川管理者に提供頂きたい提言具体化に際して実態把握等に必要な資料を資料 2-1 の 17 ページの最後に書いております。こういったものが、どういう形で必要なのかということ、或いはそれができるのかどうか、可能性がどうなのかと、そういったことを少し踏まえておかないといけないという気もしてはおります。

ただ、データとか情報は当然共有すべきですが、流域委員会として考えている水需要管理を提言内容においてももう少し議論も一方では欲しいという気はしております。

川那部委員（他部会所属）

少し先走り過ぎているかもしれませんが、例えば整備局から出ている「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料（第1稿）」22 ページに「4. 4 利水」があります。ここでは、従来は利水に関しては水供給管理であったが、これからは水需要管理であるという提言に概ね賛成であるとなるのかならないのか、ということがまず出てくるだろう私は思います。

さてそれで、水需要を利水者に確認して厳正に吟味するというのはよいのですが、吟味した結果としてどうするのかという件に関して、国土交通省は、ここまでは今でもやれますのでやります、と書かれるのか書かれないのか、或いは、これはこういう問題をどうしても議論しないといけないからしばらく待って欲しいが、こういう立場で自分たちとしてはこうやります、という具体的なものがきっと出てくるはずなのです。

ですから、例えば委員会での議論の時には、そういう書き方がされていなければ、本当にこれはできないのか、或いは省庁や地方自治体との議論は、今の段階でどこまでは、こうやりたいと言えるのかということについて、どうして書けないのですかと、或いはここは是非書いて欲しいということがあると思います。もちろん利水に関する河川整備の方針のところでは、「河川管理者」がそれはできないというところは当然あり得る話だ、という議論が最後には出てくるに違いないと思います。

その時に、個々について全てのデータを委員会として検討するのは大変ですから、各テーマ別部会、利水部会なら利水部会で判断して、検討結果を報告して頂くことが、一番大事なのではないかと思っています。

という意味で言いますと、例えば説明資料（第1稿）の水需要の抑制のところ、具体的方策について検討するとありますが、検討は「河川管理者」でなくてもできるわけで、どのように検討するのが書かれるのか、書かれないのかということがあります。もちろん、書かれなくても、それは「河川管理者」の問題ですから構わないのですが、どうして書いてもらえないのかというようなことを議論しながら、資料等について具体的に議論していただくのがテーマ別部会だという感じがするのです。

例えば、難しいかも知れませんが、日本における大きな都市として水需要を現状どころではなく、少なくすることが可能になっているところがあるわけです。その方向に向かって進めることは、提言の内容にまことにふさわしいことであるとお考えになるのか、なっていないのか。それに向かってどういう努力をするとおっしゃるのかということについて

議論できるような条件を利水部会で具体的につくって頂けると、委員会で議論するには大変楽なのではないかと思えます。是非、そういうやり方でやって頂けると、委員の1人としては大変ありがたいと思えます。

池淵部会長

流域委員会としては水需要管理を進める大きな施策として、今6つほど提言を出しているわけです。そういった各施策における具体的な内容を肉づけすると同時に、具体化を進める中で、だれが実施主体で、河川管理者として投げかけられるものは何か、或いはそれが河川管理者の範囲を超えているのか、可能なのかについて議論をやっていくことを考えているわけです。その前提として水需要管理とはどのようなものかについては、今日の議論でおぼろげながらわかったかなと思えます。

川上委員

この提言を検討する2年間のプロセスの中で、この水需要管理については寺田委員からの提案に基づいてかなり議論をやった結果、現在があるのだと思っています。

時間も限られていることですから、総論的な意見交換はこれくらいにして、河川管理者の方から、説明資料(第1稿)の内容に係る具体的な整備内容シート(第1稿)を頂いております。これの利水のところは水需要の精査確認というところから入っているわけですが、これからまず検討し、そしてこの説明資料(第1稿)の中に取り入れられていないもの、漏れているもの等を検討し、最後にダムについて検討するという、具体的な中身に入っていくっていいかかと思えます。

今、河川管理者が行われている水需要の精査確認が、現在どういうプロセスにあって、いつ出てくるのかを知りたいと思えます。説明資料(第1稿)でも、各工事事務所が淀川水系河川整備計画策定に向けての説明会を開催された中でも、早急に結論を出して報告しますと約束していらっしゃると思えます。それをまず確認したいと思えます。

それから、精査確認された後、今までのプロセスの中でNPOから、例えば具体的に言いますと、関西のダムと水道を考える会から、独自に調査された詳細な意見やデータが提出されております。河川管理者が精査確認されたデータと、このNPO等から提出されているデータとを突き合わせて、その出された意見やデータに対してきちっと反論されるのかどうか、その辺もお考えと言いますか方針をお聞きしたいと思えます。

池淵部会長

先ほど精査確認、実態把握等に関する必要な資料の提供ということにも関連して、委員の皆さま方から幾つかご意見等を頂いておりますが、河川管理者がそれについてどういう取り組み状況であるのかを、お答え頂きたいと思えます。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

今のご質問に対するお答えになるかどうかわからないのですが、まず、提言を受けての

説明資料(第1稿)で、水需要の精査確認の具体的なものとして4.4(1)で書いていて、(2)で水利権の見直しと用途間転用を書かせて頂いています。その具体の中では、農業用水の水利権の話も書いています。

1つは、提言を受けての説明資料の構造ですが、基本的な考え方としてまず水利用については節水の話があるのだらうと思います。その次の段階として、既存の施設を有効に利用するという話があるのだらうと思います。その時に、まず水需要をなるべく抑えるというものについては、一義的には水利用者の話になるので、それについて河川管理者ができることは、例えば精査確認であり、平常時からの節水の呼びかけをするようなものをつくっていくように働きかけるという段階があるということです。

次に、今ある施設を有効に利用するという話になると思いますが、そこが一段階、実は水需要管理というものからの飛躍があるのだと思っています。つまり水需要管理と言っても、河川管理者サイドは提言を受けて考える時に、川から取水する分をなるべく減らすということだろうと、それはイコール水需要管理ということです。ニアリーイコールかも知れないのですが、直接イコールではないというのは、中水や雨水利用といったものが何故抜けているのだという委員からの質問もあったところで、それらの利用は川からの取水は減らすという意味だということです。それは節水ということで、水需要管理という話の中でそれはどうなっているのかはわからないのですが、水需要は減らしませんということです。

無駄に水を使わないで水需要を減らすというのが1つあるというのは、特段反論をするわけでもなくて、その通りだと思いますので、そのレベルの水需要の精査確認というのはあるとは思いますが。これはある意味では、ずっと長期的な話です。

それともう1つは、今ある施設を有効に利用することは水需要に関わりなく、要するに川からとる量を有効に活用するという意味です。その精査のところ、既存の施設を有効に利用するという意味では、(2)用途間転用、或いは(3)農業用水があります。農業用水は実態がわからないところがあるので、慣行水利権についてまず実態を調べましょうということにとどまっているわけです。

一方、用途間転用では、有効利用という形で工業用水に着目しています。これは十分に余裕がある水なのではないかということです。例えば、大阪臨海工業用水道は、廃止が新聞でも出ています。ということは、この水は他の水に使えるだろうということです。それは、いわば新規に水を開発するものになり得るということととらえています。そうしますと、こういったところから精査確認という作業をきちっとしていかなければならないのではないかと、精査確認といっても、川に関わる部分と関わらない水道の部分との2段階あると思っています。

極端なことを言いますと、幅広い問題がありますが、海水を淡水化してどんどん水をつくると言われれば、知ったことではないという立場が1つにはあるということです。全体として水需要を減らすということに何も反対するわけではないのですが、川からの取水は減るのですねと、それもまあよいですという立場が1つということです。ですから、その川から取水というところに着目すると、まずは用途間転用の話が出てきて、その精査確

認という段階があるだろうと思っています。ここの話を今一生懸命やっているところです、ただ、工業用水の水利権は向こうが権利を持っている話ですから、それが実際にどうできるかというのは、話し合いをしていかなければならないレベルだということです。

一方で、水利用の実態について推測は勝手にできるといえば、できるわけです。つまり、精査確認といっても、合意ができてこういう形になりますという話は、難しいかもしれませんが、河川管理者が勝手にこう思いますという意味の精査確認のレベルでは、お約束しにくいところがありますが、今は4月中くらいをめどにこういった形だと思っていますという整理はしたいと思っています。

お答えになっているかどうかはわからないのですが、第1段としては、それくらいの段階できちんと整理ができていくかどうかは別として、河川管理者独断の精査確認はできるかなと思っているというところです。

池淵部会長

何をご質問等ありますか。

細川委員

精査確認というのは、やはり思っていたイメージと違うなというのがあります。阪神水道企業団が出す水需要予測に基づいて、今まで水資源開発がされてきたわけです。猪名川部会では、阪神間の水需要予測がどうなっているのかを阪神水道企業団の方から説明をして頂いたのですが、その説明の内容を聞いて、はっきりいって信用できないと、これはあまりにもひどいのではないかという印象を受けました。

それは何かと言いますと、まず水資源開発の基準が既に何十年も前の水需要予測から始まっていて、それを何度もきちんと見直しをしていますといわれるのです。例えば阪神大震災の後でもきちんと見直しをしているということです。その見直しがどのようにされているかということ、確かに人口は減ったけれども、水需要の予測はそんなに減っていないということです。それは何故かと言いますと、核家族化が進んで世帯の家族数が減っても、それぞれ風呂は必要なわけですから、風呂の需要は何十年か前の予測から倍に膨れ上がっているということです。そんなに風呂にお水を使うという予想があるのだろうかという、素人目から見ても、おかしいのではないかというような需要予測をされていたわけなのです。

阪神水道企業団はそれで正しいとおっしゃるわけですから、そういう水需要予測についても、独自に国土交通省からも調べて頂けるのではないかというイメージを持っていたのですが、そういう精査確認ではないわけですね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

そういう意味での精査確認ではないのかと言われますと、そういう意味の精査確認もあると思っています。2段階と言いますか、河川管理者の権限の範疇内で絡んでいるところからやればがんがんでできますが、範疇外のところはワンクッションあるということです。

その体系を申し上げますと、まさに阪神水道でも大阪府営水道でも、その水道計画というのは水道法に基づいてやっています。これは議会の承認と厚生省の承認も得たものになっているという構図がまずあります。当然、水利権を付与する段階においては、きちんと将来どれくらいの需要になるのですかということ聞いてチェックするわけですが、水道計画そのものについてどこまで言えるかと言いますと、当然壁はあるわけです。

この流域委員会も含めて、何回も水需要の精査確認を言うことによって、そういう状況が醸成されていくということはあっても、水需要予測については、河川管理者がこんな予測はバツだといえるものは持っていないわけで、何かおかしいのではないかという言い方になるということです。ですから、細川委員の言われているようなことを踏まえての精査確認は、河川管理者サイドもあると思っているわけです。そこは先ほど申し上げたように、1つ壁はあります。

一方で、立場として全体の水需要を減らすというのは是なのですが、極端に言いますと、先ほどの繰り返しになりますが海水淡水化が世の中によいかというと必ずしもよくないという議論もあると思いますが、川からの水利用さえ増えなければ何をやってくれてもよい。そういう立場は河川管理者にはあるということです。

何も細川委員のおっしゃっているようなことを全くやりませんという話ではないのです。この精査確認という言葉には深い苦悩が込められていると思って頂きたいのですが、そういう状況で精査確認と書かせて頂いているということです。

荻野委員

言葉尻をとらえて物を言っただけとはいけないのですが、村井河川調査官は河川管理者の立場でお話をして頂いているわけです。淀川の河川管理という立場において水利権許可を下すのは河川管理者なのです。つまり、許可権者なのです。そういう意味では、一番大きな権限を私たちは付託していることになるわけです。そういう大きな権限を付託するからには、やはり安心していろいろなことをお任せもできますし、データの提供と、透明性、説明性というものも私達としては求めたいわけです。

利水について言いますと、やはり今までなかったことを河川管理者にお願いをしていることになるわけです。供給サイドでどんどんダムをつくって下さいという段階では、金が続く限りやればよかったのですが、これだけ不況で、不良債権や借金を抱えている中で、お金もないし、環境も、最初に川那部委員がおっしゃった環境流量というものが既に危ないというようなところに来ていて、人間だけが、榊屋委員の提供資料によると淀川下流では189 m³/日も水を使い込んでいます。70 m³/日の河川維持用水は残りますが、それが全国平均の2倍くらいの利水量をもつてもなお足りないという、だれが考えてもどうもわかりにくいのではないかというのが、ここまでの議論の流れでした。

私は河川管理者の立場という意味において村井河川調査官を、お気の毒とは思いますが、やはり水利権の許可権者という立場で、もう少しきっちりと流域委員会の2年間の会議の流れを、なぜ水需要管理が本流になってきたのかということをつかみ切りたい。あまり権威的にやるのはまずいとは思いますが、市町村に対してもそのように遠慮されるこ

とは全くないのではないかと思います。

もしもやりにくいのであれば、そこはやりにくいのだということをはっきり言ってもらわないと、資料5の自治体のアンケート調査の結果を見ますと、もっと水資源施設をつくってくれという要望があります。それで大丈夫なんですかと問うているのです。説明資料(第1稿)との間にはいまだに水需要管理とは大きなギャップがあるわけです。

例えば上水道をとってみれば、家庭用水と都市活動用水とに大きく分けて2つあります。家庭用水というのはせいぜい200Lくらいです。市町村ごとの1人あたりの供給水量の差を見ると、残りの都市活動用水が大きいか小さいかによって水需要は決まるのです。そのところをきっちり分析して、ここはこういう事情だからこんな大きな数字が出ているのですと言われると納得するのですが、その分析がないと、水需要管理に行くには距離があるかなという気がいたします。

池淵部会長

この資料提供の可能性の中で、河川管理者の把握を超えている等、制約条件を言われると同時に、部会側としては、河川管理者の範囲を超えているか否かは置いておいても、水利権の付与者であるということも含めて、資料の提供をお願いしたいという意見ではなかったかと思います。

河川管理者との接点である説明資料(第1稿)とのやりとりからしますと、1つには淀川水系からの取水量を原則としてこれ以上増やさないことで、河川からの取水を抑制するというスタンスが水需要管理の目標の1つに描けるような方向があります。それから水需要管理そのものの中身として今いろいろなご提言等がありましたが、いろいろな主体が具体的にどういった水需要管理をするか、河川管理者としての水需要管理は、例えば用途変更、転用、見直し、再編等、そういったものが1つの水需要管理の施策として説明資料の中に取り込まれています。ひいてはダム等の水資源施設を必要最小限にするということへのつながりとして流域委員会は水需要管理というスタンスを持っているというとらえ方になるのでしょうか。

村上委員

荻野委員から河川管理者の方に意見もありましたが、まず委員の方できっちり議論をしておかなければいけないことが1つあると思います。

それは、先ほど川那部委員がおっしゃったように、目標として、今までは青天井でやってきたものを、ふたをしてとめようという話をしているわけです。今までやっていないから、これをどうするのが決まらないわけで、それで委員も少し困ってしまっているのかなと私は思っているのです。川那部委員からは極端な例として、水消費量の少ない九州の他の都市と比較してのお話がありましたし、今、池淵部会長がおっしゃったのは、現状以上は増やさないということだとおっしゃいました。ここをどう決めるかが結構肝心のだろうと思います。

例えば、これ以上新規のダムを1個もつukらないということを基準にする、或いは今あ

るダムを全部撤去するとか、そういうことを決めないと、具体的にどうするのかということとは、幾ら精査したとしても、それをどうこなすのかが出てこないはずなのです。

ですから、1つは、それをもしこの利水部会の中である程度方針として決められるのであれば、それは1つのやり方かなと思います。もしこの部会の中でそんなことはできないと思うのであれば、例えば河川管理者から出されている説明資料(第1稿)の中に協議会をつくるということが出ていますが、そういう協議会でそういうことを検討するというところを出すということもあります。

或いは、法律的に制限を設けることは最初から無理なのかどうか分からないのですが、無理であればそれなりにやり方を考える等、その議論をきっちりしておかないと、いつまでもたっても何か雲の中という感じになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

池淵部会長

従って、水需要を抑制するという点については、このまま行ってよいと思っているのです。抑制というレベルまでその目標値を掲げられるかどうかはアイデアはあってもまだ十分議論ができていないという気がしないでもないのです。

そう考えますと、水需要管理は一方では水需要抑制、河川管理者に対しては取水量抑制ということでねらいなり目標のはそれなりに描いているのではないかと思います。

村上委員

ただ、具体的にどう抑制するのかという議論をする時に、実務としてその仕事をする立場だとして考えれば、どこまで目指すのかがないと多分設定ができないのではないかと私は思います。制限がないと、知恵というのは出ないものです。ここまでしかお金がないからこの中でやってくれと言われていろいろ考えると、そういうものです。

それをやはりどこかで設定しないと、実務は進まないのではないかと思います。それをこの部会で設定できないのであれば、設定の仕方をここで随時決めておくということが、まず手続の順番ではないかと思います。

1つは環境用水のところともかぶるのですが、例えば今よりももっと水需要を減らさなくてはならないという議論になった時には、環境用水として既にこれだけ不足しているから、今使っている分からこれだけ減らせという話もできるかなと思っています。その時には例えば環境・利用部会でどれくらい、こういう場所に対して既に水が不足しているということ等が事実として上がってくれば、利水部会でそういう議論ができるのではないかと考えています。そういう部会間の連携の仕方ができるのではないかと考えています。

要はそういうものを決めていくためのフレームワークというか、進め方というか、そういうものを順番としてきっちりここで決めておくことが必要ではないかと思います。

川上委員

先ほどの河川調査官のお答えでは私は納得できません。今までの流域委員会の流れをき

ちんと理解して頂いていないのではないかと思います。

具体的な整備内容シート（第1稿）の利水-1のページの「利水者の水需要の精査確認」を拝見しますと、現状の課題として、「水利権量と実水需要量に乖離が生じている」とあります。実水需要量とはっきり書いてあるではないですか。その乖離を解明すべく精査確認すべきです。それが今、河川調査官からのご説明があったような姿勢ですと、私は解明できないのではないかと思います。

世界水フォーラムにおいてもいろいろな発表があり、私どもも多少なりとも国際交流をやっております。例えば、ヨーロッパのオランダ、ドイツ、フランスでも、日本と違うシステムで川や水の管理をやっています。リバーオーソリティーというやり方でやっているわけです。そこに至るまでも恐らく長い歴史があって、水利権者や住民、水道事業者、自治体等々との長い葛藤があった結果、合理的なシステムとしてリバーオーソリティーというシステムがあると思います。

行政が縦割りになっているということは百も承知しているわけで、それを乗り越えていけないと、この水需要管理というのはできないのではないかと思います。端的に言いますと、近畿地方整備局は少なくともリバーオーソリティー的になって下さい、そういう姿勢を見せて下さいということをお達は提案しているのだと思います。

是非そういう方向で、水需要の精査確認と市民団体等から出されている意見やデータについての真摯な対応をお願いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

2点あります。

荻野委員のおっしゃったことに対してですが、水利権審査という意味ではまさにきちっとやっていきたいと思っております。先ほど水道契約そのもののことについて申し上げましたが、水利権審査という立場が確かに河川管理者にはあります。そこはきちっと、今までにも増してこういった場で議論されている考え方を踏まえてきちっとやっていきたいと思っております。

今の川上委員からのお叱りですが、水利権量と実水需要量に乖離が生じているというところの具体例として、説明資料（第1稿）の5.4(2)のところを出している工業用水道、まずここが主だと思ってやっているということです。

これについては、結果として用途間転用していかなければならないということがありますので、水利権量と実取水量ということであるならば、実態そのものだけですぐに答えがわかるわけですが、その上に安定的な供給ということも踏まえた上での転用になりますので、河川整備の方針のところでも渇水に対する安全度を踏まえるとともに、という形で書かせて頂いております。適正な安全度を持った上で、なおかつ余裕がある部分は転用するのだろうと思っているということです。

水利権量と実取水量の乖離の最大のポイントは書かせていただいている3つの工業用水道だけというわけではないのですが、工業用水から始めさせて頂いているということをお申し上げたかったわけですので、一生懸命やらせて頂いているところです。

仁連委員

川上委員からリバーオーソリティーの話が出て、村上委員からは環境の話が出たのですが、今まで人間の都合だけで水を利用してきたわけですから。いわゆる河川流域というものが、今後も持続的に人間も含めた生命が利用し続けることができるかどうかということに危惧して、淀川河川流域全体として今後も持続的にここで生活をし、経済を維持していくためにどうすればよいかということに今考えなければならぬのです。

利水の需要があるからそれを追いかければよいという今までの考え方を改めて、需要をマネジメントしていくと提言したわけですから。即ち、琵琶湖・淀川流域全体としてどれだけ私たちは川から直接水を取って、工業的な、或いは都市的な利用で使えるのか、その使える範囲内で使いましょうということですから。ですから、現在の施設がどうというよりも、琵琶湖・淀川水系全体としての持続的な利用の仕組みというのはどういうものなのかということの明らかなにすることが水需要の精査の内容だと思います。

従いまして、いわゆる環境用水としてどれだけ流れている必要があるのか、この区間ではこれだけ流す必要がある、従ってその区間の上流ではこれだけしか取れないとか、そういうことを精査していく必要があります。それと実際の水需要がどれほど実態と合っているのかどうかを検討するのが水需要の精査の中身だと思います。そうしないと、全体としてつじつまが合っていないと思います。もし、現在の水需要というものが私たちが持続的に利用できる水供給量を超えている場合にはどうすればよいのかということに、次に考えていかなければならないのではないかと思います。

池淵部会長

今日のご意見等を踏まえますと、水需要管理の問題として水需要の抑制という形で、河川からの取水量を抑制するということがあり、もう一方で環境流量、現在では河川の維持流量とか正常流量とか、そういう定め方があるのですが、それに対して環境流量という川へ返すといった行為というものを考えていく内容があるのかと思います。

それから、水需要の管理主体が幾つかあるわけですが、先ほど来お話がありましたように、水需要の精査確認については、水収支とか、どのような使われ方をしているのか、どのような流れ方をしているのか等もありますので、もう少し資料の提示と合わせて用意をして頂きたいと考える次第です。

水需要管理というものを、委員の皆様がわかっているのだというお話であるとすれば、次回はもう少し具体的に精査確認の内容も含めて水需要管理を初め、利水部会としての意見が集約的な方向に向かうような進め方をできればと思っております。

時間があまりありませんが、一般傍聴の方からも少しご発言等を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

傍聴者(野村)

関西のダムと水道を考える会の野村です。

先ほどから出ております工業用水道の転用につきまして、今回私どもの会から意見書を出させて頂いておりますので、簡単にご説明させて頂きたいと思っております。

参考資料1の358-1ページから先が全て私どもの意見書なのですが、その順番でご説明したいと思っております。

工業用水の大阪府営水道（上水道）への転用についてということで、説明資料（第1稿）の22ページに3つの工業用水の用途間転用というのが書かれているのはご承知の通りだと思いますが、それについて順番に申し上げたいと思っております。もし、私の申し上げることに間違いがあれば行政の方から指摘して頂ければありがたいと思っております。

まず「A、大阪臨海工業用水道について」ですが、私どもが調べましたところ、大阪府水道部自体が、今、将来構想というものを検討しておりまして、それがほぼまとまっております。その中に、平成16年3月に解散される予定の大阪臨海工業用水道企業団の淀川に対する水利権120,000m³/日を、大阪府営水道の上水道に転用するという方向で書かれております。

2番目ですが、新聞にも出ておりましたが、約60億円の予算を大阪府から大阪臨海工業用水道企業団に対して支払う必要があるということが平成15年の大阪府の予算に計上されているということで、確定しているわけです。資料をご参照ください。

しかも、3番目ですが、昨年9月の大阪府定例会の企業水道常任委員会の議事録を見たのですが、この辺のことがいろいろ質疑答弁されておりまして、その中で水道部の担当官が答えておりますのは、120,000m³/日については淀川における水資源開発の中で上水道へ転用を図っていきたいと答えているわけです。ということは、大阪府は淀川におきまして丹生ダム、大戸川ダムの2つの水資源開発計画に参画しているわけですが、120,000m³/日が大阪府営水道に入ってくるということになれば、ダムの見直しに直結するのではないかと私どもは思っております。

この辺につきまして、大阪府の水道部に対して質問書を提出しておりまして、資料に質問1、質問2という形で添付しておりますので、ご覧頂きたいと思っております。

B大阪府営の工業用水道についてということですが、これにつきましても、先ほどの「大阪府水道事業将来構想」の中に記述されておりまして、どう書かれているかと言いますと、工業用水道の一部の水利権等についても、府営水道への転用が図られるよう、国を初めとする関係機関との協議を進めていく必要があるとはっきり書かれております。これは大阪府の水道部がこう書いているわけです。しかも、これにつきましても、先ほどの9月の大阪府定例会の議事録に出ておりまして、そこから判断しますと、ざっと250,000m³/日程度の水利権が転用可能であろうと思われれます。

以上をまとめますと、大阪臨海工業用水道からの120,000m³/日転用は確定しています。大阪府営工業用水道から250,000m³/日とすると、合わせて370,000m³/日です。一方丹生ダムについては、大阪府の開発予定水量は214,000m³/日ですし、大戸川は35,000m³/日です。安威川ダムを外しても249,000m³/日です。ということは、この2つの工業用水道の転用が実現すれば、この2つのダムについて大阪府は参画する必要がなくなるということの意味しているのではないかと思っております。

それから、3番目の尼崎市営工業用水道ですが、この資料には間に合いませんでしたので書いておりませんが、尼崎の水道局に問い合わせましたところ、次のようなことがわかりました。1つは尼崎市営の工業用水道が現在淀川に対して持っています水利権が289,700 m^3 /日であるということです。それに対して、例えばキリンビールが出ていったとか、尼崎市内の企業の転出があります。それから、工場内での循環再利用率が非常にアップしているというようなことがありまして、どんどん工業用水の実使用量が減ってきているわけです。

そのことを考えまして、実は尼崎市は昨年9月に施設能力を一気に140,000 m^3 /日下げたそうです。具体的には、北配水場を全面閉鎖したというお話です。ということは先ほどの水利権289,000 m^3 /日から140,000 m^3 /日を引くと、尼崎の工業用水道は140,000 m^3 /日になります。淀川に対する水利権が余剰状態であるとなるわけです。

これについて聞きますと、阪神水道への移譲について、国での調整が行われているということです。この140,000 m^3 /日というのは、まさにぴったりくる数字でして、阪神水道が余野川ダムに対して90,000 m^3 /日、丹生ダムに対して48,000 m^3 /日、これを合わせますと138,000 m^3 /日、ほぼ140,000 m^3 /日ということで、もしこれが実現すれば阪神水道がこの2つのダムに参画する意味がなくなるということになるわけです。

以上です。

池淵部会長

どうもありがとうございました。

水需要の精査確認の材料を提供頂いていると思っております。河川管理者だけの範囲を超えていると言いつつも、利水部会として精査確認のプロセス等を早急に提示いただくようお願いしたいと思っております。

今後の日程について委員の皆様にお諮りさせていただきますが、4月21日の流域委員会までに、説明資料(第1項)や提供資料のとらまえ方に焦点を当てて、提言の内容とのすり合わせを具体的にやらせて頂くような展開をしたいと思っております。

4月21日の委員会までにあと2回、利水部会を開催させて頂きたいということで、既にご案内しております4月14日の他に、日程調整の結果、委員の参加者の一番多い4月8日の午前中に利水部会を開催させて頂きたいと考えておりますが、お許し頂けますでしょうか。

それでは2回開催ということで大変ですが、日程等はめこんでおいて頂ければと思います。

今日は論点整理の出し方等で少し齟齬があったかもしれませんが、少なくともそういう内容をやっておかなければならないと思いき、そういう出し方をさせて頂きました。今日お伺いした意見等を踏まえてもう少しすり合わせなり接点なり、そういったことに焦点を当てて進めさせて頂ければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、時間超過で申し訳ありませんが、今日はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それではこれもちまして第2回利水部会を閉会したいと思います。次回の部会は先ほどご紹介がありましたように4月8日10時からです。

この後、12時半より同じこの会場にて第2回治水部会、隣の会場にて第2回住民参加部会を同時開催いたします。会場の準備がありますので、速やかに退場していただきますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。